

平成30年12月3日

保護者の皆様

文京区立本郷台中学校  
校長 齊藤 正富

## 出席停止について

日頃より本校の学校保健について、ご理解ご協力いただき、心より感謝いたします。

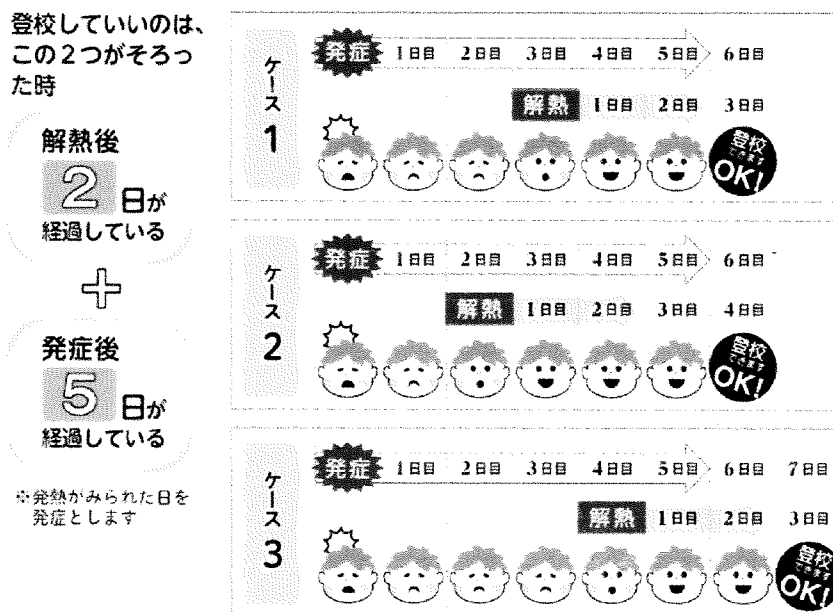
さて、感染症が最も流行する時期となりました。学校では、出席停止対象となる感染症に罹患した場合、学校保健安全法により出席停止の措置をとることと定められています。出席停止の期間は感染症の種類によってそれぞれ定められています。特に、流行が予想されるインフルエンザにつきましては、下に示したとおりとなります。ご確認をお願いいたします。

出席停止となる感染症に罹患した場合、お手数ですが担任までご連絡ください。医師より登校の許可が出ましたら、保護者が「登校届」にご記入いただき、お子様が最初に登校する際に持たせてください。

なお、「登校届」は本校ホームページ上からダウンロードしていただくか、本校職員室に取りに来ていただくようお願いいたします。

### インフルエンザ 出席停止基準について

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで。  
と定められています。



発症日（発熱した日）は0日目と数えます。発症翌日が1日目となり、最短で5日目までは出席停止となります。